3　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二」とあるのは、「第四十二条の十二の二」とする。

4　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の二第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「から第六十八条の十五の三まで」とあるのは、「、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三」とする。

附則第八条第五項中「第四十二条の十二の二第一項」に、「第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）の二、第四十二条の十二の四」に、「第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）の二」を「第四十二条の十二の四」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の三」に、「、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」を「及び」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第十項を第八項とし、第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第八条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二第六項若しくは第七項若しくは